

7 児童手当

(1) 概要

児童手当法に基づき家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、児童を養育している職員に支給する手当です。

(法第1条)

(2) 支給範囲及び支給額

ア 支給の要件

次の(ア)の要件を満たしている者に支給されます。

(ア) 支給要件

次のa～cのいずれかに該当する者に支給されます。

- a 18歳に達する日の以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの
- b 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
- c 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

(イ) 養育要件を満たす者が複数いる場合の調整

父母等又は父母指定者のうちいずれか2以上の者が支給要件に該当した場合、いずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者とするかについては、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上妥当と認められる者をもって該当者とすることとなりますが、その判断に当たっては、まず所得の状況を考慮するとともに、扶養手当の有無、住民票上の取扱い、健康保険の適用状況、所得税等の扶養控除の有無等の諸事情を総合的に考慮して、判断します。（育児休業等で一時的に所得が低い場合は教職員事務課で検討し、引き続き受給者となる場合があります。）

なお、複数の児童を有し父母がともに養育要件を満たす場合は、生計の維持する程度の高い者一方のみに支給されます（扶養手当及び税法上の取扱いと異なり、複数の児童を分割扶養し、夫婦それぞれが児童手当を受給することは認められません。）。

(ロ) 同居優先

(イ)にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父母等又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなします。

すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱います。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、児童の生計を維持する程度が高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱います。

(法第4条)

注1 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の理由により日本国内に住所を有しないものをいいます。

2 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることと社会通念上考えられる主観的意図と客観的事実が認められることをいいます。

3 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではありません。

4 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることをいいます。

イ 支給額

児童手当の支給額

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童1人につき、以下のaからcまでの区分により算定される額を合算した額

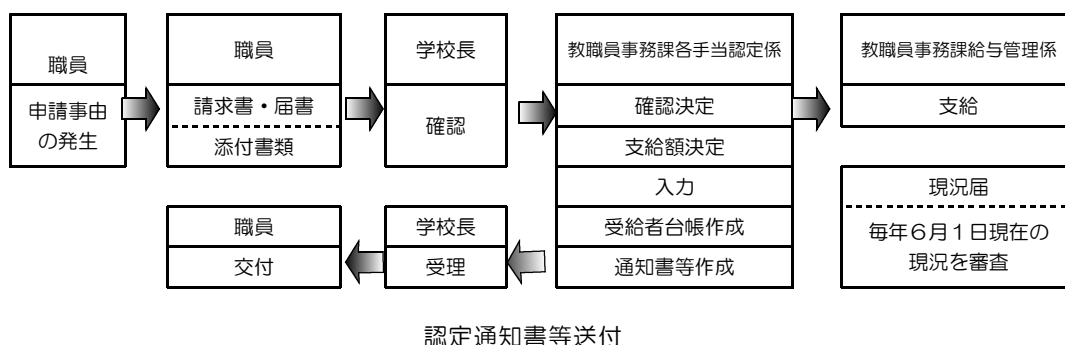
- a 3歳未満の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）
→ 一人につき月額15,000円
- b 3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）
→ 一人につき月額10,000円
- c 児童が3人目以降の児童である場合
→ 当該3人目以降の児童一人につき月額30,000円

0～3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳以上～18歳年度末	10,000円	
19～22歳年度末※	0（加算対象（※要件有））	

※ 受給者（請求者）が監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を相当部分負担している者で、18歳に到達後の最初の4月1日から、22歳に到達後の最初の3月31日までの間にある者（以下、第三子以降算定額算定対象者という。）については、3人目以降の児童として支給額が加算される場合の算定対象となる。

(3) 支給方法

ア 支給手続



イ 請求又は届出が必要な場合

- (ア) 支給要件を具備するに至った場合
- (イ) 新たに児童が出生した場合や、新たに算定対象となる第三子以降算定額算定対象者が生じたこと等により、手当額が増額することとなるに至った場合
- (ロ) 児童が死亡した場合や、第三子以降算定額算定対象者が就職等により監護相当・生計費の負担の要件を満たさなくなった場合等により、手当額が減額することとなるに至った場合
- (ハ) 手当を受給している職員（以下「受給者」という。）の毎年6月1日現在の現況を審査する場合
- (ニ) 受給者又は支給要件児童及び算定対象となっている第三子以降算定額算定対象者が氏名を変更した場合
- (ホ) 受給者又は支給要件児童及び算定対象となっている第三子以降算定額算定対象者が住所を変更した場合
- (ヘ) 受給者に手当の支給される事由が消滅した場合
- (ヘ) 受給者が死亡した場合に支給要件児童が未支払の請求をする場合
- (ヘ) 第三子以降算定額算定対象者の監護相当・生計費の負担についての確認書に変更が生じた場合
- (コ) 第三子以降の加算を受けている場合で、児童が18歳年度末到来後、算定対象となる第三子以降算定額算定対象者となる場合
（法施行規則第1条の4～第7条、第9条、事務取扱要領第2条～第10条）

ウ 支給の始期、終期及び支給額の改定

支給の始期、終期

(ア) 児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が認定請求をした日の属する月の翌月から支給が始まり、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給します。

（児童手当法第8条第2項）

注 「認定請求をした日」とは教職員事務課において請求書の提出を受け付けた日をいうので、請求書が添付書類とともに送付できない場合、提出書類チェック表等に添付書類を別途送付することを記載し送付してください。なお、送付できなかった添付書類は、揃い次第速やかに送付してください。

(イ) 災害その他やむを得ない理由により(ア)による認定の請求ができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給します。

（児童手当法第8条第3項）

(注) ① 受給資格者が、認定請求をした日の属する月の翌月に支給すべき事由が消滅した場合は、1箇月分の支給を受けることができます。

また、認定請求をした日の属する月に支給すべき事由が消滅した場合は、支給されないこととなります。

② 「災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合」とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的に見て容認できる場合をいいます。

また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、出生日の翌日から起算して15日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月から児童手当等が支給されます。

③ (ア)の取扱いは、認定請求をした日又は支給すべき事由が消滅した日が月の初日であるときであっても同じです。（条例上の諸手当の取扱いとは異なります。）

支給額の改定

(ア) 増額することとなるに至った場合は、改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から改定されます。

(イ) 上記支給の始期、終期の(イ)の規定は、支給額の改定について準用されます。

(ウ) 減額することとなるに至った場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から改定されます。

〈請求〉

区分	認定請求の事由	認定請求をした日注1	支給の始期終期
新たに受給資格が生じた場合 (増額改定)	<ul style="list-style-type: none"> 出生 新規採用・期限付採用（民間会社や国立大学附属学校職員等を退職したものを含む）※共済短期組合員を除く。 組合専従等からの復職（以前市町村から支給されていたもの） 公立学校共済組合の組合員でなかったものが公立学校共済組合の一般組合員となった場合 公立学校共済組合の短期組合員が公立学校共済組合の一般組合員となった場合等 算定対象となる第三子以降算定額算定対象者が新たに生じた場合 	事由発生月	事由発生月の翌月から
		事由発生月の翌月で、事由発生から15日以内注2	
	<ul style="list-style-type: none"> 他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となったもの 知事部局からの異動 等 	事由発生月の翌月以降で、事由発生から15日経過後	認定請求した月の翌月から
		【事由発生の日が月の初日】の場合	
		事由発生から15日以内	事由発生月から
		事由発生から15日経過後	認定請求した月の翌月から

		【事由発生の日が月の初日以外】の場合、出生等と同じ
	・第三子以降の加算を受けている場合で、児童が18歳年度末到来後、算定対象となる第三子以降算定額算定対象者となる場合	事由発生から15日以内注2 事由発生から15日経過後
	・現況届の審査をした結果職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合注3	新たに受給資格者となる職員が配偶者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内注2 新たに受給資格者となる職員が配偶者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日経過後
消滅した場合 (減額改定)	・児童の死亡、その他受給者に手当を支給すべき事由の消滅 ・第三子以降算定額算定対象者が就職等により、監護相当・生計費の負担の要件を満たさなくなった場合注4	事由発生月まで

注1 認定請求をした日…職員から提出された請求書を教職員事務課手当認定・旅費担当課長が受け付けた日

注2 15日の計算 ……その事実の生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときはその日）から起算し15日目日が日曜日、休日又は年末年始の休日に当たるときは、その翌日まで延長されます。（民法第140条、142条）

注3 現況届の審査をした結果、受給者より配偶者の所得が多い場合は、原則として、配偶者が生計を維持する程度の高い者と判定され、受給者に対して支給事由消滅通知書が交付されますが、その場合は、受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に新たに受給資格者となるべき者（配偶者等）が認定請求を行えば、引き続き6月から手当が支給されます。ただし、15日を超えて請求した場合は、請求日の翌月からの支給となりますので、留意してください。

注4 「監護相当・生計費の負担についての確認書」において、短大や専門学校等の「卒業予定時期」を届出している場合は、その翌月から自動的に対象外となりますので留意してください。（継続して第三子以降算定額算定対象者とする場合は、事実発生の翌日から15日以内に改めて確認書を提出してください。）

〈届出〉

区 分	届出内容	提出期日	支給の始期終期
現況を審査する場合	受給者の毎年6月1日現在の現況	6月30日まで	該当年6月から（児童手当及び特例給付間の変更等）
氏名・住所変更した場合	受給者又は支給要件児童及び算定対象となっている第三子以降算定額算定対象者の氏名変更又は住所変更	14日以内	
監護相当・生計費の負担についての確認書を提出している第三子以降算定額算定対象者について、変更があった場合 ※	「職業等」、「進学先」、「卒業予定時期」、「監護相当の有無」、「申立人による生計費の負担の有無」に変更が生じたとき	随時	

※ 変更により額の変更が生じる場合は、〈請求〉の増額改定、減額改定の欄を参考にしてください。

エ 支給月

毎年2月（前年の12月～1月分）、4月（2月～3月分）、6月（4月～5月分）、8月（6月～7月分）、10月（8月～9月分）、12月（10月～11月分）の6期に支給します。

オ 異動・採用時に係る留意事項

- (7) 受給者が任命権者を異にして異動した場合（例 道知事部局から道教委部局への異動等）
- a 異動前の所属における手当の支給は、異動発令日の前日の属する月で終了します。
 - b 当該受給者は、新たに認定の請求を行う必要があります。
なお、月の初日に異動した場合、異動発令日から15日以内に認定請求を行ったときは、異動発令日の属する月分から手当が支給されます。
- (4) 受給者が新たに職員（短期組合員を除く）となった場合
- a 公務員（短期組合員を除く）以外又は被用者でない者から職員となった場合
採用日の属する月までは、住所地の市町村において支給されます。例えば、民間会社や国立大学附属学校職員を3月31日付けで退職したものの、被用者※でない自営業者やパートタイマー等から4月1日付けで職員となったもの、公立学校共済組合の一般組合員ではなかったものが4月1日付けで新規採用職員等、公立学校共済組合の一般組合員となった場合、児童手当等の受給権は、認定権者が住所地の市町村長から北海道教育委員会教育長に変わる4月1日に消滅するため、4月分までは市町村において支給されることとなります。
なお、職員は、新たに認定の請求を行う必要があります。
 - b 他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となった場合
退職日の属する月までは、退職前の勤務先において支給されることとなります。例えば、市町村立高等学校等を3月31日付けで退職し4月1日付けで職員となった場合、3月分まで市町村立高等学校等において支給されます。
なお、職員は、新たに認定の請求を行う必要があります。（この場合、退職後15日以内に請求を行ったときは、4月分から支給されます。）

※…被用者とは、民間会社に勤務する者等で、全国健康保険協会や健康保険組合といった社会保険被保険者である者をいいます。また、独立行政法人の職員(国立大学付属学校職員等を含む。)についても、被用者として取り扱うこととされています。
自営業等の国民健康保険被保険者や専業主婦・パートタイマー等で社会保険の被扶養者である者は、被用者でない者となります。

注 公務員（短期組合員を除く）以外又は被用者でない者から職員となった場合で、採用日前に住居を移転したときは、当課への請求のほかに、転居後の市町村にも児童手当の請求が必要になりますので、ご注意ください。
【事例】
4月1日付け新規採用職員が、3月31日付けで旧住所地から転居し、3月31日以降、新住所地へ転入した場合は、新住所地の市町村へ請求が必要になります。

児童手当における公務員の範囲

児童手当法に規定する公務員の範囲については、国又は地方公共団体が使用者の立場から共済組合の長期給付に要する費用にあてるための負担金を負担している者の範囲と同一としているところです。
当該公務員の範囲には、退職者（専従退職は除く。）、停職者、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員、外国派遣職員、育児休業職員、育児短時間勤務職員、任期付育休代替職員等を含みます。

■ 公立学校共済組合に加入していない職員及び公立学校共済組合短期組合員は、居住している市区町村へ請求してください。

【参考】

1 提出書類及び添付書類

(1) 請求又は届出が必要な場合

区 分	提 出 書 類	添 付 書 類
新たに受給資格が生じた ・第1子出生 ・新規採用、期限付採用 ・組合専従等からの復職 ・公立学校共済組合の組合員でなかったものが公立学校共済組合の一般組合員となった場合 ・公立学校共済組合の短期組合員が公立学校共済組合の一般組合員となった場合等 ・他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となった場合 ・知事部局からの異動等 ・現況届の審査をした結果、職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合	児童手当認定請求書 （別記第1号様式） 監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号）※注1	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し ② 職員の所得証明書（※注2） ③ 配偶者の所得証明書（※注3） （②及び③の証明書は支給開始月が1月～5月までの月分請求の場合：前年度（前々年の分の所得）のもの、6月以降の月分の請求の場合：当該年度（前年分の所得）のもの）※注4 ④ 現況届の審査をした結果、職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合は、市町村等が発行した「児童手当支給事由消滅通知書」等の写し（児童手当の支給事由が消滅した日が記載されているもの）
増額改定 （第2子以降の出生、多子加算の適用を受けている受給者が養育する高校生年代の子が、18歳年度末到来後、第三子以降算定額算定対象者となる場合等）	児童手当額改定届 （別記第4号様式） 監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号）※注1	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し
減額改定 （児童の死亡等）	児童手当額改定届 （別記第4号様式） 監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号）※注1	
受給者の毎年6月1日現在の現況の審査	児童手当現況届 （別記第6号様式） 監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号）※注1	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し ② 職員の所得証明書（※注2） ③ 配偶者の所得証明書（※注3） （②及び③の証明：当該年度（前年分の所得）のもの）
受給者又は支給要件児童及び算定対象となっている第三子以降算定額算定対象者の氏名変更	児童手当氏名変更届 （別記第8号様式）	
受給者又は支給要件児童及び算定対象となっている第三子以降算定額算定対象者の住所変更	児童手当住所変更届 （別記第8号様式）	① 住所を変更した者の属する世帯の全員の住民票の写し
受給者の支給事由消滅	児童手当受給事由消滅届 （別記第9号様式）	
受給者の死亡時に手当の未支払がある場合	未支払児童手当請求書 （別記第10号様式）	
監護相当・生計費の負担についての確認書を提出している第三子以降算定額算定対象者について、変更があった場合	監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号）※注1	

※注1 第三子以降算定額算定対象者がいる場合

※注2 所得証明書は、児童手当用の所得証明書（所得控除の内容、扶養親族数が記載されているもの）を提出すること。

※注3 配偶者の所得証明書（児童手当用）は、次の職員を除き提出すること。

- (1) 職員の所得証明書により、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けていることが確認できる職員
- (2) 離婚協議中等で、生計を同じくしない配偶者と別居し、対象児童と同居している職員

※注4 5月に6月が支給開始月となる新規認定請求を行う場合は、添付書類として当該年度（前年分の所得）に係る児童手当用所得証明書の提出が必要となりますが、請求時において証明書の提出が間に合わないことから（6月以降の発行のため）、いったん出生日から15日以内に新規

認定請求のみを行い、後日、関係市町村において当該証明書の発行が可能となり次第、遅滞なく提出してください。

注 「住民票の写し」は、市区町村から交付されたものの原本のことを指し、コピーのことではありません。提出に当たっては、個人番号及び住民票コードの謄写を省略し、それ以外の記載事項は省略しないものを添付してください。
添付する住民票の写しの証明日は、事実発生日以降の日付となるものを提出してください。

(2) (1)のほか、提出を必要とする場合

提出を必要とする場合	提出書類
児童が職員の子であり、職員がその児童と別居している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当監護生計同一申立書（様式第5号）
児童が海外留学により日本国内に住所を有しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当に係る海外留学に関する申立書（様式第1号） ・留学先の学校の在学証明書 ・留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等
第三子以降算定額算定対象者が海外留学により日本国内に住所を有しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄弟等用）（様式第2号） ・留学先の学校の在学証明書 ・留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等
職員が未成年後見人として請求した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の受給資格に係る（未成年後見人）申立書（様式第3号） ・児童の戸籍抄本等
職員が父母指定者として請求した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から発行された父母指定者指定届受領証 ・父母等の居住状況が分かる書類等（児童と別居している場合は、児童の状況が分かる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等））
職員が「同居優先」の要件により請求した場合（離婚協議中である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の受給資格に係る（同居優先）申出書（様式第4号） ※ 次のいずれかの離婚協議中であることを明らかにできる書類を申立書に添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 離婚協議申入れに係る内容証明郵便の謄本 イ 調停期日呼出状の写し ウ 家庭裁判所における事件係属証明書 エ 調停不成立証明書等
児童が職員自身の子でない場合（職員が養子縁組済、未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・父母とその児童との養育関係及び職員とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類

(3) 届出が不要な場合

ア 児童の区分が変わり、減額となる場合

- (ア) 児童が3歳に満たない児童から3歳以上18歳年度末の児童となった場合
- (イ) 児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合
- (ウ) 第三子以降算定額算定対象者が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

イ 消滅となる場合

- (ア) 児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合
- (イ) 受給者が退職、派遣や組合専従等への休職又は知事部局への異動した場合（ただし、改めて認定の請求が必要です。）

2 支給額例

児 童 の 区 分			児童手当の額
3歳未満	3歳以上 18歳到達年度 末まで	22歳到達 年度末まで (第三子以降 算定額算定対 象者)	
●			15,000円
●●			30,000円
●	◎		25,000円
★	◎◎		50,000円
★★	★◎◎		110,000円
★	◎	○	40,000円
★	★◎	○	70,000円
	◎		10,000円
	★	○○	30,000円

- ：月額15,000円の支給対象となる児童
- ◎：月額10,000円の支給対象となる児童
- ★：月額30,000円の支給対象となる児童
- ：支給額の算定基礎とならない

○新たに受給資格が生じた
別記第1号様式(第2条関係)

月末に子が出生した場合、出生の翌日から起算して15日以内に認定請求すれば、出生の翌月からの支給となります。
認定請求日は教職員事務課において請求書の提出を受け付けた日となります。

(表面)

児童手当認定請求書

北海道教育委員会教育長 様		提出年月日 R7・9・27		※受付確認年月日 .										
職 員	職員番号 ふりがな 氏名	123456 ほっかい たろう 北 海 太 郎		所属コード(123456) 所 属	〒060 住 所									
	性 別	生年 月 日	配偶者の 有無	ふりがな 配 偶 者 の 氏 名	職業									
	男	S 55・5・5	有・無 (有)	ほっかい はなこ 北 海 花 子	公務員 被用者等でない者 (1)234567									
児 童 の 兄 姉 等	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護相当 の有無	生計費 の負担 の有無	【注意】児童の兄弟等について ・18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者全てを記載してください。 ・「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。(「児童の兄弟等」と「児童」の合計人数が3人以上の場合に限る。)	※算定対象の 場合に○印				
児 童	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の 有無	生計 関係	※児童との関係で、 該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※第3子以降の児童○印	※左記以外の児童○印		
	ほっかい いちろう 北 海 一 郎	長男	R7・9・20	(同)・別	.	職員と同じ	(有)・無	(同)・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母(同居優先)					
							(有)・無	(同)・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母(同居優先)					
							(有)・無	(同)・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母(同居優先)					
<p>配偶者の職業欄にある「被用者」とは？ 本人が全国健康保険協会や健康保険組合などの社会保険被保険者である方をいいます。 専業主婦やパートなどで社会保険の被扶養者や国民健康保険に加入の方は、被用者でない者になります。</p>														
扶養親族等及び児童の数			人			年分所得額			控除後の所得額			所得制限限度額		

添付書類

- 職員及び児童、第3子以降算定額算定対象者の属する世帯の全員の住民票の写し(コピーではなく、市区町村から発行された原本であり、事実発生日以降の証明日であるものを提出してください)
 - 職員の児童手当用所得証明書(支給開始が1月~5月までの月分の請求の場合:前年度(前々年分の所得のもの、6月~12月の月分の請求の場合:当該年度(前年分の所得のもの)
 - 配偶者の児童手当用所得証明書(支給開始が1月~5月までの月分の請求の場合:前年度(前々年分の所得のもの、6月~12月の月分の請求の場合:当該年度(前年分の所得のもの)
- ③は次の職員を除き提出すること。
- 職員の所得証明書により、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けていることが確認できる職員
 - 離婚協議中等で、生計を同じくしない配偶者と別居し、対象児童と同居している職員
- 児童が職員の子であり、職員がその児童と別居している場合
 - 児童手当監護生計同一申立書(様式第5号)
- ※ その他、職員が「同居優先」の要件により請求した場合(離婚協議中等である場合)、未成年後見人若しくは父母指定者となる場合又は子どもが海外留学中の場合等、特別なケースは別途添付書類が必要となりますので、教職員事務課の担当者にお問い合わせください。
- 第三子以降算定額算定対象者がいる場合
 - 監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号)

